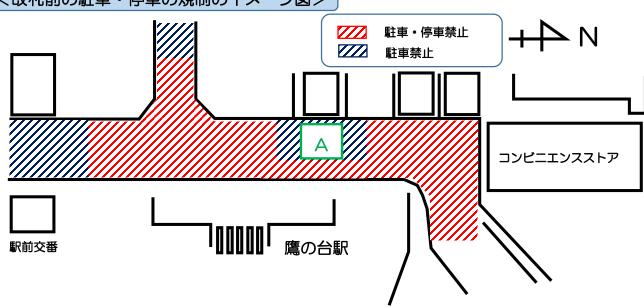
## 改札前の駐停車について

## 鷹の台駅改札前の道路における駐車・停車の規制について

道路交通法により、次の場所では駐車や停車が禁止されています。(鷹の台駅改札前の道路 に該当するものを抜粋)

- 1 駐車禁止の規制がされている区間
- $\Rightarrow$ 駐車禁止
- 2 交差点とその端から5メートル以内 ⇒ 駐車・停車禁止
- 3 道路の曲がり角から5メートル以内 ⇒ 駐車・停車禁止
- 4 消火栓標識等から5メートル以内
- ⇒ 駐車禁止
- 5 車両の左側75センチの範囲
- ⇒ 駐車・停車禁止

## <改札前の駐車・停車の規制のイメージ図>



上記の規制図のとおり、改札前の道路の大半で、駐車・停車をすることはできませんが、 「A」の筒所では停車は可能となっています。

しかし、右写真のように、改札前に駐停車する 車両があると、歩行者にとって危険な状況になる ことや、禁止区域に駐停車車両が頻繁に見受けら れることから、今回の整備ではこれまで無かった タクシーや一般車両などが停車できるスペースを 駅前広場内に設けることとしています。

